

違法伐採対策推進国際セミナー2007in 東京
-日本の木材調達政策に対する世界の対応-
実施計画(案) 07/1/18

主催：全国木材組合連合会（違法伐採総合対策推進協議会）後援：林野庁

1. 趣旨

日本政府は地球規模の違法伐採問題に対処するため 2006 年 4 月から、合法性・持続可能性が証明された木材を原料とする製品を優先的に購入する政策を実施に移している。そのため林野庁は 2006 年 2 月に「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を作成して国内外に公表しており、これにもとづく供給体制の整備が期待されている。日本に対する木材輸出国に対しても、日本の制度についての理解を求め、産地国での違法伐採対策の推進を要請し、わが国へ、合法性・持続可能性が証明された木材が円滑に輸入されることが重要な課題となっている。また、官民の調達者に対しても合法材供給の実態を理解した上で合法木材調達の意義を認識してもらうことが重要である。このことから、日本の業界、NGO、学術関係者により組織されている違法伐採総合対策推進協議会（座長森林総合研究所大熊幹章理事長）における実行委員会を実施機関として、海外からの関係者の出席をもとめ、以下のような国際セミナーを開催する。

2. 国際セミナーの概要

- (1) 名称 違法伐採対策推進国際セミナー2007in 東京 : 日本の木材調達政策に対する世界の対応
- (2) 日時 2007 年 2 月 26-27 日 (月/火)
- (3) 場所 東京国際展示場 (東京ビッグサイト) 会議室
東京都江東区有明 3-21-1 TEL : 03-5530-1111
<http://www.bigsight.jp/access/index.html>
- (4) セミナーの討議事項
日本市場へ合法性等を証明するための木材供給地域における取組についての招待報告 (世界 8 地域) 討議、パネルディスカッション
- (5) 併催行事
(4) のテーマによる招待者および希望者によるポスターセッション、その他
- (6) 参加者
日本国内の行政機関調達関係者、企業調達関係者、木材業者、木材輸入業者、消費者、環境 NGO、学術関係者
日本に対する木材輸出国の木材輸出業関係者、関連行政関係者
- (7) 使用言語
日本語、英語、同時通訳
- (8) 連絡先
違法伐採総合対策推進協議会 (事務局 社団法人全国木材組合連合会)
100-0014 千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6 F
電話 +81-3-3580-3215 FAX +81-3-3580-3226 メール info@goho-wood.jp
担当 藤原敬 上杉高 加藤正彦

3. 国際セミナー進行概要（案）

		メイン会場
2月 26日 (月)	1100 -1230	全体会議 違法伐採総合対策推進協議会代表挨拶 来賓挨拶（農林水産大臣） 基調講演 違法伐採問題への取組みと持続可能な森林経営（仮） （Amha bin Buang 国際熱帯木材機関事務局次長） 日本の政府調達とガイドラインの意義と可能性 （森田一行 林野庁木材貿易対策室長）
		休憩
	1400 -1730	生産国（地域）の取組み（熱帯木材生産国など） マレーシア：Datu Haji Len Talif Salleh （サラワク木材業開発公社会長） インドネシア： Hadi Daryanto（林業省生産管理総局、総務局長） パプア・ニューギニア：Mark Martin（林業開発公社課長） 中国：陸文明（中国林業科学研究院教授）
2月 27日 (火)	930 -1230	生産国（地域）の取組み（温帯林・北方林） 日本：角谷宏二（木材表示推進協議会、事務局長） ロシア：Alexander N. Sidorenko（極東木材輸出協会会長） カナダ：Guertin Carl-Éric（ケベック木材製品輸出振興会貿易部長） 米国：Michael Virga（全米林産物製紙協会（AF&PA）森林担当部長）
		休憩
	1400 -1600	パネルディスカッション（違法伐採対策の今後の課題と展望） 閉会式 まとめの報告

4. 講演と討議の内容

- (1) 招待者の講演と討議：日本のガイドラインと証明書の関係
証明書が証明する事項／伐採時点の合法性をチェックする仕組み／持続可能性をチェックする仕組み／分別管理の仕組み
- (2) パネルディスカッション：違法伐採対策の今後の課題と展望（仮）
現在の証明書のシステムの問題点と今後の改善すべき課題（仮）／日本の政府調達政策・企業の調達方針への期待と要望（仮）

5. 併催行事（ポスターセッション、展示会）

広く関係国関係地域に希望者を呼びかけ、招待講演に準じる内容でのポスターによる発表及び、合法木材製品等に関する展示会などを実施する。

6. 報告書の作成など

発表資料・討議結果に基づき、英文と日本語の報告書を取りまとめるとともにホームページ上に結果を公表し、今後の輸出国の証明書の発行に資する。